

1. 議事日程

〔令和8年第1回安芸高田市議会3月定例会第1日目〕

令和8年2月24日
午前10時04分開会
於 安芸高田市議場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 同意第1号 安芸高田市教育委員会委員の任命の同意について
- 日程第4 同意第2号 安芸高田市教育委員会委員の任命の同意について
- 日程第5 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第6 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第7 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第8 施政方針
- 日程第9 議案第22号 令和8年度安芸高田市一般会計予算
- 日程第10 議案第23号 令和8年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算
- 日程第11 議案第24号 令和8年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第12 議案第25号 令和8年度安芸高田市介護保険特別会計予算
- 日程第13 議案第26号 令和8年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計予算
- 日程第14 議案第27号 令和8年度安芸高田市吉田財産区特別会計予算
- 日程第15 議案第28号 令和8年度安芸高田市中馬財産区特別会計予算
- 日程第16 議案第29号 令和8年度安芸高田市横田財産区特別会計予算
- 日程第17 議案第30号 令和8年度安芸高田市本郷財産区特別会計予算
- 日程第18 議案第31号 令和8年度安芸高田市北財産区特別会計予算
- 日程第19 議案第32号 令和8年度安芸高田市来原財産区特別会計予算
- 日程第20 議案第33号 令和8年度安芸高田市船佐財産区特別会計予算
- 日程第21 議案第34号 令和8年度安芸高田市川根財産区特別会計予算
- 日程第22 議案第35号 令和8年度安芸高田市坂財産区特別会計予算
- 日程第23 議案第36号 令和8年度安芸高田市下水道事業会計予算
- 日程第24 議案第2号 安芸高田市行政手続条例の一部を改正する条例
- 日程第25 議案第3号 安芸高田市附属機関設置条例及び安芸高田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第26 議案第4号 安芸高田市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第27 議案第5号 安芸高田市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第28 議案第6号 安芸高田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第29 議案第7号 安芸高田市過疎地域持続的発展計画の策定について

- 日程第30 議案第15号 安芸高田市B&G海洋センター設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 日程第31 議案第8号 安芸高田市手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第32 議案第9号 安芸高田市ふれあいセンターこうだ条例を廃止する条例
- 日程第33 議案第10号 安芸高田市土師ダム周辺環境整備施設設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 日程第34 議案第11号 財産の無償貸付について
- 日程第35 議案第12号 安芸高田市定住促進住宅設置及び管理条例
- 日程第36 議案第13号 安芸高田市有住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第37 議案第14号 市道の路線認定について
- 日程第38 議案第16号 令和7年度安芸高田市一般会計補正予算（第10号）
- 日程第39 議案第17号 令和7年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第40 議案第18号 令和7年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第41 議案第19号 令和7年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第42 議案第20号 令和7年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第43 議案第21号 令和7年度安芸高田市下水道事業会計補正予算（第3号）

2. 出席議員は次のとおりである。（16名）

1番	益田 一磨	2番	佐々木 智之
3番	熊高 慎二	4番	浅枝 久美子
5番	小松 かすみ	6番	南澤 克彦
7番	山本 数博	8番	新田 和明
9番	山根 温子	10番	児玉 史則
11番	大下 正幸	12番	熊高 昌三
13番	宍戸 邦夫	14番	金行 哲昭
15番	秋田 雅朝	16番	石飛 慶久

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 会議録署名議員

1番	益田 一磨	2番	佐々木 智之
----	-------	----	--------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（16名）

市	長	藤 本 悦 志	副 市 長	杉 安 明 彦
教 育 長	猪 掛 公 詩	総 務 部 長	新 谷 洋 子	
総 務 部 政 策 統 括 監	佐々木 満 朗	危 機 管 理 監	神 田 正 広	
企 画 部 長	高 下 正 晴	市 民 部 長	内 藤 道 也	
福 祉 保 健 部 長 兼 福 祉 事 務 所 長	井 上 和 志	産 業 部 長	小 櫻 静 樹	
建 設 部 長	佐々木 宏	消 防 長	吉 川 真 治	
教 育 次 長	柳 川 知 昭	総 務 課 長	玉 井 郁 生	
財 政 課 長	沖 田 伸 二	政 策 企 画 課 長	黒 田 貢 一	

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事 務 局 長	高 藤 誠	事 務 局 次 長	國 岡 浩 祐
総 務 係 長	日 野 貴 恵	主 事	波 多 野 奈 美



午前10時04分 開会

- 石 飛 議 長 定刻になりました。
ただいまの出席議員は16名であります。
定足数に達しておりますので、これより令和8年第1回安芸高田市議会定例会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。
日程に入るに先立ち、議会事務局長に諸般の報告をさせます。
高藤事務局長。
- 高藤事務局長 諸般の報告をいたします。
第1点、市長及び教育長より、本定例会に説明員として出席委任する者の職氏名の一覧表が提出されております。
それぞれ写しをお手元に配付しておりますので、御了承ください。
以上で、諸般の報告を終わります。
- 石 飛 議 長 以上で、諸般の報告を終わります。



日程第1 会議録署名議員の指名

- 石 飛 議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により議長において、1番益田議員及び2番 佐々木議員を指名いたします。



日程第2 会期の決定

- 石 飛 議 長 日程第2、会期の決定を議題といたします。
本定例会の運営について、過日、議会運営委員会を開き御協議いただいておりますので、その結果について、議会運営委員長の報告を求めます。

大下議会運営委員長。

- 大下議会運営委員長 おはようございます。令和8年第1回定例会の運営につきまして、1月19日、2月12日及び2月19日に議会運営委員会を開き、次のとおり決定いたしましたので、報告をいたします。
まず、会期につきましては、お手元の会期日程のとおり、本日から3月18日までの23日間といたしました。
議事の都合により、2月25日から3月1日、3月3日から4日、6日から8日、11日から17日までを休会といたします。
本定例会に付議されます案件は、同意2件、諮問3件、議案35件と、議会広報特別委員会への付議事件の追加についてでございます。
議案審議についてでございますが、お手元の付託表のとおり、議案第2号から7号、第15号の7件は、総務文教常任委員会へ、議案8号から第14号の7件は産業厚生常任委員会へ、議案第16号から第36号までの21件は

予算決算常任委員会へ、それぞれ付託することといたしました。

同意2件、諮問3件につきましては、委員会付託を省略することといたしました。

2月12日の議会運営委員会までに提出された陳情・要望等につきましては、お手元に配付した一覧表のとおり、産業厚生常任委員会へ送付して審査することといたしました。

次に、一般質問の取扱いについては、14名からの通告でしたので、通告順に3月5日を7名、3月9日を7名といたします。

以上で報告を終わります。

○石 飛 議 長 お諮りします。ただいまの委員長の報告のとおり、会議は23日間とすることに御異議ありませんか。

(異議なし)

○石 飛 議 長 異議なしと認めます。よって、会期は23日間と決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 同意第1号 安芸高田市教育委員会委員の任命の同意について

日程第4 同意第2号 安芸高田市教育委員会委員の任命の同意について

○石 飛 議 長 日程第3、同意第1号「安芸高田市教育委員会委員の任命の同意について」の件から、日程第4、同意第2号「安芸高田市教育委員会委員の任命の同意」についての件までの2件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 おはようございます。本日から3月18日までの23日間、よろしく願いいたします。

それでは、任命同意についての説明に入ります。

本件は、任期満了による教育委員の任命について、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるもので、令和8年4月27日で任期満了となる山本博明さんと金川佳寛さんの後任として新宅敦彦さんと寺尾久美子さんを任命したいとするものです。

新宅敦彦さんは、昭和57年に旧高田郡吉田町立可愛小学校教諭に採用され、その後、平成31年までの37年間を小学校教諭として教育行政全般に多大な貢献をされてきました。特に、平成28年からは川根小学校校長に就任され、安芸高田市教育行政に、その手腕を発揮してこられました。

教育行政に関する豊富な経験と、幅広い見識を有しておられ、新宅敦彦さんを安芸高田市教育委員会委員として任命したく御提案を申し上げます。

次に、寺尾久美子さんは、高校生及び中学生の保護者として、日頃より学校教育に深い理解と強い関心を寄せられ、保護者の立場から学校運営に積極的に関わってこられました。とりわけ、令和5年度には安芸高田市立向原中学校PTA執行部役員として活動され、保護者と学校との

連携強化に尽力されるなど、地域の教育環境の向上に大きく寄与してこられました。

また、社会福祉法人ひとは福祉会に勤務され、障害のある方々の学びや生活支援に関する課題に長年携わってこられた経験を有し、一人一人の成長を尊重する姿勢は、御家族をはじめ関係機関からも高い信頼を得ておられます。

これらの活動を通じて培われた保護者としての視点と実践力は、教育委員会において地域の声を適切に反映する上で極めて重要であり、教育委員として十分な資質を備えておられ、寺尾久美子さんを安芸高田市教育委員会委員として、任命したく御提案申し上げるものです。

任命後の任期は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第5条第1項の規定に基づき、令和8年4月28日から令和12年4月27日までの4年です。

御審議の上、御同意をいただきますよう、よろしく願い申し上げます。

○石 飛 議 長

以上で、提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

この件に関しましては、質疑・討論及び委員会付託を省略いたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○石 飛 議 長

異議なしと認め、質疑・討論及び委員会付託を省略いたします。

これより本件2点を個別に採決いたします。

同意第1号「安芸高田市教育委員会委員の任命の同意について」の件は、これに同意することに御異議ございませんか。

(異議なし)

○石 飛 議 長

異議なしと認めます。よって、本件はこれに同意することに決定いたしました。

続いて、同意第2号「安芸高田市教育委員会委員の任命の同意について」の件は、これに同意することに御異議ございませんか。

(異議なし)

○石 飛 議 長

異議なしと認めます。よって、本件はこれに同意することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前 10時07分 休憩

午前 10時14分 再開

~~~~~○~~~~~

○石 飛 議 長

休憩を閉じて会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第5 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつ

いて

日程第6 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第7 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○石 飛 議 長 日程第5、諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の件から、日程第7、諮問第3号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の件までの3件を一括して議題といたします。議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 諮問第1号及び諮問第2号は、令和8年6月30日で任期満了となる松原美和子さんと神川義紀さんを引き続き推薦したいとするものです。

諮問第3号は、令和8年2月28日で退任される大下典子さんの後任に秋政保伸さんを推薦したいとするものです。

人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○石 飛 議 長 以上で、提案理由の説明を終わります。

お諮りします。この件に関しましては、質疑、討論及び委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なし)

○石 飛 議 長 異議なしと認め、質疑、討論及び委員会付託を省略いたします。

これより本件3件を個別に採決いたします。

諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の件は、これに同意することに御異議ございませんか。

(異議なし)

○石 飛 議 長 異議なしと認めます。よって、本件はこれに同意することに決定いたしました。

続いて、諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の件は、これに同意することに御異議ございませんか。

(異議なし)

○石 飛 議 長 異議なしと認めます。よって、本件はこれに同意することに決定いたしました。

続いて、諮問第3号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の件は、これに同意することに御異議ございませんか。

(異議なし)

○石 飛 議 長 異議なしと認めます。よって、本件はこれに同意することに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第8 施政方針

○石 飛 議 長 日程第8、施政方針。

ここで、市長の施政方針の表明を受けます。

藤本市長。

○藤本市長

施政方針です。

市政運営に関する所信と2026年度当初予算における主要施策の概要について説明を申し上げます。

昨年は、行財政改革の一環として、郵便局の利活用推進の実証事業を行いました。今年はこの取組をさらに発展させ、市民サービスの維持と向上に努めていきたいと考えております。

併せて、これからも安心して暮らし続けられる地域であることを目的として、地域拠点機能の強化のため、支所と文化センターの機能の見直しを図ります。地域の実情を踏まえ、持続可能な行政体制を構築するためには、行政組織のスリム化は避けて通れない課題であり、より効果的な体制を整えてまいります。「誰ひとり置きざりにしない」という理念を重視し、一人一人に寄り添うサービスの提供体制を実現します。

また、懸案となっていた吉田地区認定こども園の整備と中学校統合については、それぞれの方向性を示すことができました。

吉田地区認定こども園は、2029年4月の開園に向けて建設地を選定し、運営法人を決定することができました。

中学校統合は、対話集会でお聞きした意見を基に、「1校に統合し吉田町に新設」という統合方針を決定しました。この間、丁寧に対話を重ねてきたことが、これらの課題整理につながったものと認識をしております。

本市が誇る地域資源の神楽は、「EXPO2025大阪・関西万博」に出演したことで、認知度がこれまで以上に向上したと捉えています。関西圏での公演を継続し、「安芸高田神楽」の魅力を発信してまいります。

それでは、基本姿勢について説明をいたします。

基本姿勢は、まとめる、あったか、やりぬくです。この3つの基本姿勢のもと、5つのビジョン、「対話による改革」「暮らしやすいあったかいまちづくり」「すくすく子育てとまなび」「ぬくもりのふくしとシニアの底力」「がんばる産業はまちの原動力」を柱に行財政運営を進めてまいります。

2026年度は、市民の利便性の向上と行政のデジタル化を推進するため、DXを担う組織体制を整え、業務の見直しと改革を進めてまいります。専門人材の確保と育成を強化し、継続的にDXを推進できる環境を構築してまいります。

これまでもお伝えしてきたとおり、財政状況は依然として厳しく、限られた財源を有効に活用する工夫が必要です。既存の枠にとらわれることなく、行財政改革を常に意識し、持続可能な自治体運営を目指してまいります。

全体最適を重視した事務事業の見直しや「公共施設等総合管理計画」

に基づく費用の抑制などにも取り組んでまいります。また、インフラの整備は、維持管理や更新を計画的に実施してまいります。

市の未来を描く「第3次総合計画」が本格的に動き出します。子育て支援、教育、医療、福祉、産業振興など、将来世代につながる施策を進めてまいります。

続いて、5つのビジョンの実現に向けて、2026年度の主な事業を説明してまいります。

1点目は、対話による改革です。

就任以来、「対話からの前進」を市政運営の柱として掲げ、対話集会を実施してまいりました。引き続きテーマ別の対話集会を積極的に開催し、市民の皆様様の様々な意見や提案の声に耳を傾けながら市政の課題解決に取り組んでまいります。

2点目は、暮らしやすいあったかいまちづくりです。

協働のまちづくりを地域と一丸となって具現化していくため、各町に集落支援員を配置し、市民からの相談体制の充実を図ってまいります。集落支援員は、集落の巡回や状況把握、地域振興組織の活動なども包括的に支援する役割を担っていただきます。

また、新たに実施する生活支援体制整備事業により、生活支援コーディネーターを配置し、地域の支え合いを推進してまいります。

広島県と安芸高田市が一体となり、県の専門的な伴走支援を受け、首都圏等の県外から本市への定住と回帰を促すため、独自施策を構築する「県・市町一体型プロジェクト」を推進します。このプロジェクトは県内から選定された自治体が、人口流出の抑制と転入者の増加を目指し、持続可能な地域づくりを実現するための取組です。

公共交通再編については、市民の皆様からの御意見などを踏まえ、開始時期を2026年4月から2026年10月に延期をいたしました。乗り継ぎ負担の軽減策として、お太助ワゴン直通便の導入など、改めて議論する方針です。

カーボンニュートラルの実現に向けた取組として、「地球温暖化対策実行計画区域施策編」を踏まえ、今後、温室効果ガス削減の具体的な施策を展開する計画です。加えて、地域住民と事業者の調和を図ることを目的として、太陽光発電設備規制に関する条例制定を進めてまいります。

現行のお太助フォンが更新時期を迎えるに伴い、利用者が受信端末を選択できる新たなサービスへと移行します。この新たなサービスを活用し、災害時における防災緊急情報を迅速かつ確実に伝達するための仕組みを再構築し、市民の皆様への情報伝達力の向上を図ります。また、消防指令システムとの連携が可能となることから、消防車の出動情報や林野火災注意報などの情報配信も行う方針です。

防災減災対策として、「江の川流域水害対策計画」に基づき、雨水貯留浸透施設の基本設計を作成し、豪雨による内水被害への対策に取り組

みます。

サンフレッチェ広島が計画する中学生と高校生の新たな活動拠点の整備を進める「アカデミー強化プラン」に全面的に支援をし、将来を担う人材育成とさらなる連携強化を図ってまいります。また、全試合のパブリックビューイングやホームゲームを毎試合観戦できる機会を創出を通じて、市民が一体となった応援環境を継続してまいります。

安芸高田わくながハンドボールクラブは、長年、市民に勇気と感動を与えてきてくれました。市が強力にバックアップを行い、トップアスリートとの交流の場を提供し、スポーツによる地域活力の向上を推進してまいります。

情報発信力の強化に向けて、副業型の地域活性化起業人を活用します。外部の専門人材が持つSNSの運営や動画編集に関するノウハウを取り入れ、地域の魅力発信をより効果的に進めてまいります。

3点目は、すくすく子育てとまなびです。

めざす子ども像を「自ら考え自律する子ども」とし、「未来に生きる力を高める」安芸高田協育を推進してまいります。

子どもたちにとって、より良い教育環境を整備する目的で、中学校統合を推進します。併せて、敷地の一部が土砂災害特別警戒区域に含まれている吉田小学校を移転し、新設する統合中学校との施設と合築することで、整備コストの縮減を図ってまいります。

中学校では、次世代リーダー育成海外短期留学事業を見直し、全生徒を対象にAIを活用した英会話システムを導入します。主体的な学びや個別最適な学びを推進するとともに、生徒の英語の発話時間を増やし、英語力の向上に努めてまいります。

不登校の児童生徒に対する支援を強化します。第3の居場所、サードプレイスとなる教育支援センターの機能拡充やサテライト運営、市内外の民間フリースクール等との連携強化を図ります。そのために、新たに地域おこし協力隊を募集し活用する計画です。

また、向原小学校の老朽化対策として、外壁補修による防災機能の強化や断熱対策と照明器具のLED化といった省エネ対策などに着手し、教育環境の改善を図ってまいります。

子どもたちの安全安心な保育環境を確保するため、吉田地区認定こども園整備を推進してまいります。施設の建設基盤となる用地の造成工事を開始し、早期完成に向けて着実に取り組んでまいります。

懸案だった旧田んぼアート公園予定地の利活用については、市民の皆様からいただいた御意見なども参考に子どもたちが安心して遊ぶことができる防災機能を備えた公園として整備をしてまいります。2026年度は官民連携による整備の可能性を探る国庫補助事業にエントリーし、どのような方法で事業推進をするかを検討して進めてまいります。

次世代を担う子どもたちが、夢と希望を持って健やかに育つことがで

きるまちづくりを推進するために、子どもの意見を尊重した子どもの権利条例の制定に向けて取り組んでまいります。

4点目は、ぬくもりのふくしとシニアの底力です。

生活支援体制整備事業により、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を継続できるよう、地域包括ケアの深化を図ります。地域の多様な人材や団体が連携し、高齢者の生活支援サービスを提供する体制づくりと地域における支え合いの仕組みを推進します。

介護人材不足が深刻化する中、将来にわたって高齢者を支えていくには、地域の力を最大限に生かす仕組みづくりと介護DXの推進は重要な課題です。介護現場におけるICTや介護ロボット導入支援、地域包括支援センターの介護システムの導入、国が推進する介護情報基盤整備に向けた取組も進めてまいります。

本市の医療体制の中核を担うJA吉田総合病院は、休日や夜間の救急患者受入体制を整え、僻地医療拠点病院として地域の医療を支えてもらっています。この機能を安定的に継続できるよう支援し、市医師会、歯科医師会等とも連携し、地域に必要な医療を確保してまいります。

近年、口の衰え、いわゆるオーラルフレイルが全身のフレイルの入り口となることが明確となってきています。フレイル予防の柱の一つとして、歯科保健事業を強化してまいります。総合健診の一部に歯科健診を取り入れ、加えて、歯科衛生士を配置し、健康教室等に出向いて、正しい口腔ケアについて普及啓発するなど、歯と口の健康づくりを推進してまいります。

また、特定保健指導の実施率向上を図り、生活習慣病の予防を推進します。特定保健指導を健診業務と合わせて委託実施することで、健診当日の保健指導が可能となり、対象となる方の早期生活習慣改善につなげてまいります。

5点目は、がんばる産業はまちの原動力です。

エネルギー価格をはじめとする物価高騰等、相次ぐ経済状況の変動により、地元事業者にとって事業継続の困難さが増しています。新たな創業者は、大変貴重な存在であり、商工業振興の重要な要素となると認識をしております。今後も、創業や事業継続などへの支援を継続してまいります。

農業については、農業経営の早期安定化に必要な機械と施設の導入費用に対して補助金を新設し、新規就農者を支援してまいります。また、耕種農家と畜産農家の連携による家畜排せつ物の有効利用と化学肥料の使用量の削減を進めるため、堆肥購入費用に対して支援を開始し、自給飼料の生産拡大を図ってまいります。

道の駅など、主要観光施設については、持続的に運営できる体制づくりの検討を進めてまいります。老朽化が進んでいる観光施設では、設備の改修や更新を検討してまいります。事業内容の見直しや効率化を進め、

施設の質とサービスの水準の維持を図ってまいります。

また、観光行政の指針となる観光振興計画を策定します。この計画は観光振興だけではなく、観光施設マネジメントも方針に加えます。

ふるさと納税制度を活用し、安定的な財源確保と地域活性化を推進します。市の魅力ある資源を再発掘し、市内外へ発信することで、市のブランドイメージの向上と安芸高田ファンの拡大を図ると同時に、地場産品販路開拓と市内事業者の産業振興につなげてまいります。

公共施設やイベント等の呼称を命名する権利者、いわゆるネーミングライツパートナーを継続して、民間企業等から募集してまいります。新たな自主財源を確保し、施設の適切な維持管理やイベントの質向上を図り、パートナー企業との連携による地域の活性化を推進してまいります。

2026年度予算編成の提案に当たり、所信の一端を申し述べました。

人口減少が今後も続くと思込まれる現状の中で、持続可能な自治体運営のためには、行政組織の効率化は避けて通れません。市民の皆様が安心してこのまちで暮らし続けていただくためには、市民サービスの維持も重要です。

そのため、行政組織の効率化と市民の利便性の向上を同時に実現するための打ち手として、郵便局への行政事務の委託、集落支援員の配置、DXの推進をセットで進めてまいります。

郵便局に支所で行う行政事務を担っていただく一方で、支所に集落支援員を配置し、市民の皆様からの相談対応を充実し、地域の拠りどころ（寄りどころ）の機能を充実させてまいります。

あわせて、全庁的にDXを推進するための体制を整え、行政事務の効率化を進めるとともに、市民の利便性の向上も進めていきます。

2026年度は、今後も皆様安心して暮らし続けていただける安芸高田市にしていくための改革を始める年になると考えています。

職員一丸となって、新しいまちづくりを推進してまいります。市民の皆様には御理解と御協力をお願いいたします。

以上です。

○石 飛 議 長      以上で、施政方針を終わります。



|        |        |                                 |
|--------|--------|---------------------------------|
| 日程第 9  | 議案第22号 | 令和8年度安芸高田市一般会計予算                |
| 日程第 10 | 議案第23号 | 令和8年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算          |
| 日程第 11 | 議案第24号 | 令和8年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計予算         |
| 日程第 12 | 議案第25号 | 令和8年度安芸高田市介護保険特別会計予算            |
| 日程第 13 | 議案第26号 | 令和8年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計予算 |
| 日程第 14 | 議案第27号 | 令和8年度安芸高田市吉田財産区特別会計予算           |
| 日程第 15 | 議案第28号 | 令和8年度安芸高田市中馬財産区特別会計予算           |

- 日程第16 議案第29号 令和8年度安芸高田市横田財産区特別会計予算
- 日程第17 議案第30号 令和8年度安芸高田市本郷財産区特別会計予算
- 日程第18 議案第31号 令和8年度安芸高田市北財産区特別会計予算
- 日程第19 議案第32号 令和8年度安芸高田市来原財産区特別会計予算
- 日程第20 議案第33号 令和8年度安芸高田市船佐財産区特別会計予算
- 日程第21 議案第34号 令和8年度安芸高田市川根財産区特別会計予算
- 日程第22 議案第35号 令和8年度安芸高田市坂財産区特別会計予算
- 日程第23 議案第36号 令和8年度安芸高田市下水道事業会計予算

○石飛議長 日程第9、議案第22号「令和8年度安芸高田市一般会計予算」の件から、日程第23、議案第36号「令和8年度安芸高田市下水道事業会計予算」の件までの15件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

藤本市長。

○藤本市長 議案第22号は、施政方針で述べた事業などに取り組むための予算を定めるものです。

議案第23号から議案第36号までの14件は、各特別会計、公営企業会計の管理運営に係る費用などを定めるものです。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○石飛議長 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、本案15件に対する一括質疑を行います。

質疑があれば、議案番号を指定して質疑を行ってください。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

○石飛議長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

本案15件につきましては、お手元の付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

- 日程第24 議案第2号 安芸高田市行政手続条例の一部を改正する条例
- 日程第25 議案第3号 安芸高田市附属機関設置条例及び安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第26 議案第4号 安芸高田市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第27 議案第5号 安芸高田市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第28 議案第6号 安芸高田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第29 議案第7号 安芸高田市過疎地域持続的発展計画の策定について
- 日程第30 議案第15号 安芸高田市B&G海洋センター設置及び管理条例

の一部を改正する条例

○石 飛 議 長 日程第24、議案第2号「安芸高田市行政手続条例の一部を改正する条例」の件から、日程第30、議案第15号「安芸高田市B & G海洋センター設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件までの7件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 議案第2号は、行政手続法の改正に伴い、不利益処分を行おうとする際に、事前に必要となる聴聞及び弁明の機会の付与に係る意見陳述手続の通知を公示送達によって行う場合の方法を見直すため、所要の改正を行うものです。

第3号は、附属機関として新たな審査会の設置や、それに伴う非常勤特別職の整理等を行うため所要の改正を行うものです。

第4号及び第5号は、国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

第6号は、昨年8月の人事院勧告に基づく民間給与との格差を是正等するため、所要の改正を行うものです。

第7号は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により、安芸高田市過疎地域接続的発展計画を策定するため、議会の議決を求めるものです。

第15号は、美土里B & G海洋センターの体育館に空調設備を設置したことに伴い、冷暖房の利用料金について所要の改正を行うものです。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○石 飛 議 長 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、本案7件に対する一括質疑を行います。

質疑があれば、議案番号を指定して質疑を行ってください。

質疑はありませんか。

6番、南澤議員。

○南 澤 議 員 議案番号第7号についてお伺いします。

議案の19ページ、20ページになります。

地域の持続的発展の基本方針の中に、20ページ上の部分に、文化・スポーツの振興とあります。ここで書いてあるのは、神楽・はやし田、郡山城、これが文化面だと思います。

スポーツ面は、サンフレッチェ、わくながハンドボールクラブ、これについてスポーツチーム等の地域資源を高め積極的に活用するというふうにあるんですけども、これは観光振興という文脈であれば、これでいいのかなと思うんですけども、文化・スポーツの振興ということは、このタイトルで言うとは、私が捉えるには生涯学習の文脈なのかなというふうに理解をします。

これでどういうふうに持続的な発展を図っていくのか、文化・スポー

ツの振興にしたいのか、観光振興したいのか、ちょっとこの辺りがうまく捉えかねておまして、この辺りについて御説明いただければと思います。

○石 飛 議 長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長 ただいまの件ですけれども、観光と、それから文化振興と、どちらかというのは、それはどちらというふうに決めて言っているものではないというふうに捉えています。いずれも、その過疎地域を持続可能にしていく、振興していくという意味では両方とも重要な視点じゃないかなというふうに思いますので、どちらに偏ったものかというふうな、そういったことではないのではないかなというふうに理解しております。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

ほかに。

6番、南澤議員。

○南 澤 議 員 スポーツ・文化の振興ということになってくるとですね、これ以外のスポーツであったり、これ以外の文化的な活動、例えばダンスとか、音楽とか、あるいはものづくりだったり、いろんな活動があると思うんですけれども、こういったことの振興を図るというわけではなくて、神楽、はやし田、郡山城、毛利元就ですね、それからサンフレ、ハンドボール、市民の活動を促進するというよりも、神楽とか、はやし田はもちろん市民の活動なんですけれども、その力点がそちらに置かれてないのかなというところを懸念するんですけれども、そういうことではないのですか。その辺りを、ちょっと確認させていただければと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長 ここに書いてありますものについては、代表的なものを挙げているものというふうに考えています。ここの部分の最後のところですが、「などのスポーツチーム等」とあって、そこで広く全体的にその地域資源の価値を高めるものとか、それを積極的に活用するというふうにしておりますので、ここで代表的に挙げているものが、はやし田であったり、神楽であったり、サンフレッチェ広島というふうなことだと思っています。

この過疎計画ですけれども、これは、その方向について示すものであって、例えば具体的な今年度とか近々実施するものが決まったものについて、それから、過疎法に基づく財政支援を受けるものについては、この後に具体的に挙げていくというふうな、そういうつくりになっております。

ですので、この部分については、全体的に広く捉えるために皆さんが分かりやすくするためにするため、代表的なものを列記しているものというふうに捉えていただければというふうに思います。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。
ほかに質疑はありませんか。
(質疑なし)

○石 飛 議 長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。
本案7件につきましては、お手元の付託表のとおり、総務文教常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

- 日程第31 議案第8号 安芸高田市手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第32 議案第9号 安芸高田市ふれあいセンターこうだ条例を廃止する条例
- 日程第33 議案第10号 安芸高田市土師ダム周辺環境整備施設設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 日程第34 議案第11号 財産の無償貸付について
- 日程第35 議案第12号 安芸高田市定住促進住宅設置及び管理条例
- 日程第36 議案第13号 安芸高田市有住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第37 議案第14号 市道の路線認定について

○石 飛 議 長 日程第31、議案第8号「安芸高田市手数料条例の一部を改正する条例」の件から、日程第37、議案第14号「市道の路線認定について」の件までの7件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。  
藤本市長。

○藤 本 市 長 議案第8号は、広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

第9号は、今年度末を持って、ふれあいセンターこうだを閉館することに伴い条例を廃止するものです。

第10号は、本年度実施しました安芸高田市民間提案制度における、のどごえ公園周辺土地の駐車場管理及び駐車場の新設についてに基づく詳細協議の合意により、テニスコートの一部を用途廃止するものです。

第11号は、高宮地区工業団地における下水処理施設の無償貸付けを行うものです。

第12号は、高宮町にある若者定住促進住宅の入居基準等を緩和するとともに、効率的な事務を行うため、関係条例の整理をし、新たに定住促進住宅設置及び管理条例を制定するものです。

第13号は、市有住宅のうち、常友住宅及び甲田住宅について用途廃止をするため、所要の改正を行うものです。

第14号は、高規格道路、東広島高田道路（向原～吉田道路）の新設に伴い、主要地方道吉田豊栄線の一部を市に引き継ぐため、市道の路線認定をするものです。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○石 飛 議 長 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、本案7件に対する一括質疑を行います。  
質疑があれば、議案番号を指定して質疑を行ってください。  
質疑はありませんか。

7番、山本議員。

○山本議員 7番、議案第9号、ふれあいセンターこうだ廃止条例に対することについてお伺いいたします。

廃止提案に当たり、承服し難い案件が幾つかありますので、お伺いいたします。

当該施設の建設に当たっては、施設の概要にあることに加え、介護保険の創設に伴う当該保健事業の実施と、公民館の代替施設として建設したミュージアムに調理室を併設しなかったことに伴い、当該施設に調理室を併設し、公民館で実施していた料理教室などの健康福祉事業が実施できる場として設置されたものであります。

また、災害時には、この施設を利用し被災地や避難者に対し炊き出しを行う場でもあります。こうしたことから、平時は福祉業務を担う社会福祉協議会を入居させ、当該施設の管理を兼ね社協業務を行っていました。

私の知るところでは、無償譲渡交渉の中で社会福祉協議会が介護保険事業の一部であるデイサービスを民間事業者の充実を理由に取りやめることとした上で施設の払下げを断られ、昨年末に当該施設からの退去の方針を決められ退去されることになり、甲田支所の一角に事務所を構えられると聞いております。

そこで、次の6点についてお伺いいたします。

まず第1に、もうすぐ介護事業の需要が増加する我々の団塊の世代がいる中で、甲田町における介護事業、とりわけ廃止されるデイサービス事業について対応は十分なのか危惧するところです。民間事業は諸事情により撤退していると聞いています。公的サービスの保障という観点からも含め、大丈夫なのかお伺いいたします。

第2に、調理室を活用した健康福祉事業の実施は今後どうなるのか。

第3に、災害時における被災地や避難所への炊き出し拠点は今後どうなるのか。

第4に、当該地域は甲田町時代に町のコンパクトシティ構想に基づき、庁舎をはじめ、町の主要施設を集約した地域でもあり、市民生活の利便性を高めるよう設計されています。また、23年5月策定の都市計画マスタープラン立地適正化計画においては、第3章の2、将来都市構造の表記中において、この地域は地域拠点として日常生活に必要な施設等の集約維持を目指すエリアとして位置づけられております。旧町時代の計画と先の計画と照らし合わせたときに、当該施設は、行政が行う福祉事業の推進上、必要な施設と思います。廃止は、利便性を含め、事業の推進と計画の整合性はどのようになるのか。

第5に、2025年11月の改定の公共施設等総合管理計画、個別施設計画公共施設編中45ページの福祉施設について、ふれあいセンターこうだの取扱いのことが記載されています。

その中で、③今後の施設の考え方には、社会福祉協議会への無償を視野に早期の合意を目指し協議を進めるとしてあります。なお、譲渡が困難な場合は、他の社会福祉法人への譲渡も視野に入れ検討していくとしています。しかし、社協が譲渡を受けないと決めたのは昨年12月の末、市が廃止と決め条例の提出を出してきたのは、この2月です。空白の期間は、先月の1月のみだけで、計画に沿って、他の社会福祉法人に譲渡の取組を行ったとも思えません。廃止の前に施設を休止し、他の提案も含め、1年くらい時間をかけて他団体への取組を行うべきではなかったと思いますが、これらの取組はどのようにされたのか、また、廃止後はどうされるのかお伺いいたします。

最後に、第6に、現在の利用者である食生活改善推進協議会について、市は代表先を甲田地区への移転を提案されています。当事業者は、当然納得されていませんが、第4で質問いたしました利便性を考慮した地域での中心で行うこととしている計画との整合性はなくなると思います。利用者への理解と、各計画との政策上、どのように整理できるのか、お伺いいたします。

以上です。

○石 飛 議 長 暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時57分 休憩

午前10時57分 再開

~~~~~○~~~~~

○石 飛 議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

杉安副市長。

○杉安副市長 具体的に6点お示しをいただいておりますので、それぞれ分担をしながらお答えをさせていただきたいと思いますが、まず、総括的に私のほうで申し上げたいのは、本当、議員かねてよりこの質疑をされておる中で、合併前の甲田町のことをおっしゃられております。確かに、合併時にそういった目的と、その趣旨というのは十分理解できておまして、そのときに、そういう役目を果たすための施設整備であったという部分は、そのとおりであります。

その間、合併前もそのように使われ、合併後においても、そのような使われ方をしてまいりましたけれども、特に合併後は、もう22年過ぎようとしておる中で、いろいろ社会の情勢も変わってきております。そして、その施設について、どのように利活用していくのかという中では、公共施設等総合管理計画の中で、まず使っている社協さんにお話しして

どうかというところから、その後のことを決めようとしたのも、議員、御指摘のとおりでありまして、そのとおりに進めてきたところでありませう。

合併時におっしゃられた目的とか役割というのは、既に二十数年たつ中で、一定程度、役割は果たしてきて、その役割というのは分散されてきておるのではないかと思います。甲田支所もその一翼を担いましたし、文化センターミュージムも、その一翼を担い、そして今もそれを続けておるといふところも御理解いただきたいと思ひます

ただ、2番目と6番目におっしゃられた調理施設をもう少し有効利用、継続して使えないのかといふところと、特にそれを使っておられる食推進さんのこともおっしゃられましたので、これは一旦、この条例を廃止して普通財産にした後に、また、今からも、その利用者の方にはしっかりと説明して理解をいただきながら、例えばよその施設を使ってもらふとか、例えば、普通施設になります現在のふれあいセンターこうだを、例えば貸館などに転用できないかといふ検討もしてまいりたいと思ひますので、その中で2番と6番についてはお答えをさせていただきたいと思ひます。

そして、4番の町のコンパクトシティ、これは甲田町時代に計画されたものでありますが、これも先ほど申し上げましたように、一定程度、その役割というのは、甲田町時代、そして合併後の安芸高田市で機能を果たしていつて役割は終えたんだらうと、また分散されたんだらうといふ質疑でお答えをさせていただきたいと思ひます。

1点目の介護事業の問題と、あと、災害時の炊き出しのこともおっしゃいましたけれども、これもこれまでお答えをさせていただきましたけれども、ここで介護事業については福祉保健部長、そして災害時のことは危機管理監にお答えをさせていただきたいと思ひます。

失礼しました、3番の災害時のものは危機管理監にお答えをさせていただきまして、あと1番と5番については福祉保健部長のほうから答弁をさせていただきます。

以上です。

○石 飛 議 長  
○井上福祉保健部長

井上福祉保健部長。

それでは、質問事項の1番についてお答えをいたします。

介護保険によるサービスの供給体制につきましては、第9期の介護保険事業計画において、高齢者の人口推計に基づいてサービスの供給体制を決めているところでございます。

2025年時点で、65歳以上の高齢者のうち、介護支援の認定を受けている方は約23%、2,461人となっております。5年後には2,400人、15年後には2,260人と減少する見通しでございます。

本計画の通所介護のサービス料の推計によりますと、2025年、月に平均4,465回の利用が延べて見込まれております。平均すると1日に約178名の利用となっております。これが5年後の2030年においては、1日当た

り平均175名まで減少するといった見通しでございます。

高齢者人口減っておりますので、やはり介護を要する方の率は上がるんですけども、やっぱり絶対数で言えば減少していくという見通しでございます。

本市におきましては、地域密着のデイサービスを合わせまして11の通所介護事業所がございます。定員の上限は330人となっております。受入れのキャパシティは満たしているというふうに考えております。

また、今後のサービスの需給の見通しにつきましては、第10期の介護保険事業計画を基に、来年度策定する中で、将来人口や認定率の推計、それから自治調査等のデータを基に議論し計画反映していくという予定でございます。

それから、5番目のほかの団体に対して譲渡の打診をしたのかというところでございますけれども、現在、甲田支所において、放課後デイサービスを実施して運営しておられる、ひとは作業所さんのほうにおいてもですね、こちらのほうを御提案させていただきました。ただ、やはり施設が非常に大規模であって、なかなか管理をすることが難しいということで今回は見送りをしたいということでございました。

1番と5番については、以上でございます。

○石 飛 議 長 続いて、神田危機管理監。

○神田危機管理監 給食の拠点ということだったかと思えますけれども、そういった計画が、恐れ入ります、把握はしておりませんので、災害時の調理の拠点になっているという経緯はございませんので、今回の条例廃止に伴って、その拠点をどうするかという考えはございません。

ちなみに、災害時にそういった事態が生じた場合には、自衛隊の派遣なり、県への要請なり、臨時に避難所の近くに給食施設を臨時に設けて対応するということになっております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で、答弁を終わります。

山本議員。

○山 本 議 員 福祉法が1と5については担当部署に言わすという話だったんですが、それについてはお答えしていただいたような感じですが、時代が変わったという、これが一番主要な話だったと思うんですが、介護事業、健康福祉事業ですね、健康福祉事業は、福祉保健部の保健婦さんで教育委員会の社会教育課か、そこらが市民団体を含めて、健康事業を今までやりよったんですが、もう合併してからは、そういうことはせんようになったんじゃないか、だから、その施設は使いよらんのかなと、こういうふうに言われたように聞くんですけど、もう保健婦さんが、今の食推さんの団体などと一緒に食事の事業をされてきよったんじゃないかと思うんですが、それも、甲田でやることはせんようになったんじゃないかと、そういうふうに言われたような気がするんですけど、そこらはもう今の事業と

してはしておらんのですか。

食事に関する健康福祉事業ですよ。保健婦さんが企画してやりよりましたですわね、各町で。合併した頃は、それは保健婦さんが中心になってされると、女性会やら、そういった団体を中心に、食事の調理教室ですか、そういうことやりよったですね。合併してからも、公民館で男子の調理教室いうのをやりよったと思うんですけど、今は全くせんようになって、その施設は要らんと、こういうことですか。

そこを、まず第1点聞きたいのと、もう一つは、これは介護施設であって、条例上ですよ、条例上、介護施設であって、廃止しても、なお他の用途については、市としても、引き続き利用を求めて取り組むんじゃないかと、こういう考えで理解してもいいんですか。ちょっと、その2点。

それと、もう一点ですね、食推さんのほうから、甲立行って、あそこへ2つほど調理室があるんで、あそこを使ってくださいというのが代替案で出てきたんだそうです。川の向こうへ行って、甲田地区が利用しとったところに行って、甲田町全体のこともあっちへ行ってやんなさいと、こういった中身になるんですね。

私が言うのに、拠点地域いうのがあるじゃないかと、立地計画の中で、それぞれの支所を中心にした立地計画があるじゃないかというのが書かれていますね。そこを中心まちづくりをするんだということが書いてあるんだが、拠点地域からよその小さな地域へ行って拠点事業をやれということを代替施設で提案されたんです。

じゃあ、立地計画の拠点施設いうのと、どういうふうに整合性が成り立つのか、取りあえず、代替がありゃええと、こういう目の前の問題を単なる解消するだけの話じゃないかと。廃止に関わっては、そこらも含めて計画的にやるべきじゃないかと思うんですが、納得しとらんいうところがあるんですよ、食推さんは。何で中心地からあっちへ行ってやらなきゃいけないのか、3つをちょっと再度お伺いします。

○石 飛 議 長

杉安副市長。

○杉安副市長

再質問にお答えをいたしますけれども、まず、私が申し上げた部分は総括的にと前置きをさせていただきましてですね、ふれあいセンターこうだについては、甲田町時代に構想された部分の中身については、もう役割を一定程度終えたんじゃないかと思うので、それぞれのものについては事業は分散する形で、それぞれが引き継いでいけばいい。この後、福祉保健部長が、その部分にお答えをさせていただきたいと思います。

それと最終的に食推さんのことをおっしゃられましたけれども、この部分は、先ほど申し上げましたように、今現在使っておられる食推さんを含めて、いろんな団体の方々に、この施設は条例廃止してよと、ストップしますので他の場所を紹介しますというのを理解をしていただくよう丁寧に説明をしていかななくてはいけないというのが、まだ今の現状であります。

その中で申し上げたのは、例えば貸館として残すというのも一つの案だろうと思います、これを決めたわけではございませんが、そこで貸館として利用して、ふれあいセンターこうだを使っていただくというのも一つの案だろうと思います。

ただ、公共施設等総合管理計画で申し上げますと、他の施設もそうありますが、用途を終わった廃止する施設は、できれば譲渡できるがベストでもありましょし、そして民間提案で何かこういうことに使いたいんだけどもということを提案していただいて、その事業が安芸高田市の施策にマッチングしておれば、それも良かろうと思います。これは今後のことだと思しますので、まず、総括的に申し上げたのは、今の事業はそこではしない形で一旦は整理をして、その後のことについては、また今後検討していきたいということをもまず総括的に申し上げたところであります。

引き続き、福祉保健部長のほうから答弁させていただきます。

○石 飛 議 長 引き続き、答弁を求めます。

井上福祉保健部長。

○井上福祉保健部長 ふれあいセンターこうだを現在利用されている団体4団体ございますけれども、こちらにつきましては、先ほど御質問の中であったとおり、代替施設のほうを紹介させていただいております。

それから、保険事業として、現在、事業については保健師が地域に向いて実施してるんですけども、それにつきましては、現在、ふれあいセンターは、ここ数年利用の実績はございません。任意の団体が、それぞれ独自に活動されておるといような状況でございます。

以上です。

○石 飛 議 長 ほかに答弁漏れはありますか。

立地適正化計画との整合性ということも問われていたと思いますが、高下企画部長。

○高下企画部長 山本議員の言われた中で、都市計画マスタープランのほうで甲田町のところの規定についての質問がございました。この部分については、まずは都市計画マスタープラン自体は、市民の生活に関係のある施設をどのように配置するのが適当かというふうな、そういう計画になっております。

全体的には市全体で確保していくべきものについては、中心拠点、吉田町のこの周辺に、それから生活に重要なものについては各町の拠点地域、甲田であれば甲田の市役所付近で、例えば日頃の買物でありますとか、あとは日頃の病院に通院に係るもの、あとは学校など、そういったものが、その拠点の周辺で賄うことができるというふうなことを規定をしています。

その中でいきますと、例えば食推さんの活動が、その周辺で担保できるというふうなことまでを定めたものではありません。生活に関わるお

店でありましたり、病院でありましたりというふうなことについて、どのようなべきかというふうなことを書いたものです。

また、その都市計画マスタープランで大事にしているのが、効率性と利便性をどう両立するかというふうなところになります。もともと、今回の条例が、福祉の介護をどのような形でやっていくかというところを市全体で見たときに、甲田町で今の形でやるのはもう必要なくなり、全体で見ていくべきだというふうな効率性の部分を考えたものというふうな結論だというふうに捉えておりますので、今の山本議員が言われたところについては、そのような整理で都市計画マスタープランはつくっております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で、答弁を終わります。  
ほかに質疑はありませんか。

山本議員。

○山 本 議 員 今、話が脱線するんですが、都市計画マスタープランというのは、吉田町を中心にして、他の5町は、ここを拠点に市民の生活の利便性を中心にしなが軸は吉田町に置くんだと、こういうふうになっと思ったんですよ。市民の生活をここを拠点にしていうのがあったと思うんです。利便性いうのもあったと思うんです。

今、この施設を無いようにしたら、健康福祉事業はどこでやるんですか。そんなもんも含んどったんじゃないんですか、地域の拠点というのは。それはなしでええんですよいう、ああいうようなものは含んでおりませんでした、

そういう答弁ですよ、今のは。

市が行おうとする健康福祉事業というのが必要ですよ、やるんですよ、福祉保健部長。今、答弁の中になかった。健康福祉事業は合併して以降はせんのですかいうのを問うと。今、時代が変わったんじゃないのが、副市長、だから、あの施設は要らんのじゃと。少々の施設でやりよる、ミューズでやりよりますか、健康福祉事業やりよりますか、支所の中で健康福祉事業をやりよりますか。

今、それが後退しとるんじゃないですか、ただ単に。やろうと思ったらやるとこないですよ。高下部長が言ったのは、そんなの含んどらんよ言う。あがな計画があるんですか、拠点は何かですか。パルパがあつたり、買物したり、市の出先がありや、それで十分なんですか。そういうことを言っとるんじゃないと思いますよ、あの計画は。よくよく考えて、廃止するときは、これらはこうするんです、副市長が今言われたように、廃止してですね、その間は、後日、貸館などで考えていくと言う、そこまで、ああいうことならやってくれるんかのう思うんですが、じゃあ、やるのはどこですか、どの課がやるんですか、誰がやるんですか。廃止になったら、それで終わりじゃないですか。

そこを、やっぱりはっきり明らかにしてほしいというふうに思います。廃止するんなら、それをやっぱり地域の住民に理解を求めるだけの努力はしてくださいよ。ある一部の市民が知っとるだけで、その説明会もないじゃないですか。これはこういうふうにするから、ここは不要になったんですよと。市としても、ここは外部事業としての条例になっとるんで、ここは廃止をさせていただきます。甲田町の住民を対象に、一般市民を対象に説明会をされたんですか。一部の人に理解を求めて、済んだ、済んだじゃないんですか。やっぱり地域の施設を廃止するんなら、どういふような意見があっても、地域住民に詳しく説明するべきじゃないですか。そういう部分で廃止をするということについては、そこらのはっきりきちんと手続をされて、この議会に出していただきたい、こういうふうにするんです。

今言ったように、もう健康福祉事業は、旧各町ですね、拠点地域で健康福祉事業は今後しない、そこを答弁願いたいのと、市民が関係するまちの市民への説明会はせんのですか。そういう手続して、初めて議会に出してくるべきじゃないかということをおっしゃりたいと思います。

その辺の答弁をお聞かせください。

○石 飛 議 長

暫時休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時22分 休憩

午前11時22分 再開

~~~~~○~~~~~

○石 飛 議 長

休憩を閉じて会議を再開いたします。

ここで、11時35分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時22分 休憩

午前11時35分 再開

~~~~~○~~~~~

○石 飛 議 長

休憩を閉じて会議を再開いたします。

執行部の答弁を求めます。

杉安副市長。

○杉安副市長

山本議員の再々質問に質疑として答弁をさせていただきます。

まず、2点、最後におっしゃられたうちの2点目、市民への説明がなされていないという御指摘でありまして、確かに、このテーマでもって市民の皆さんに、とりわけ甲田町の方々とふれあいセンターこうだ近隣の方々に説明会というものを全体的にはしてきておりません。

ただ、この何年間か、ふれあいセンターこうだを公共性等総合管理計画の中でどうするのかというのは議会で何度も御議論いただいて、質疑の中で、その状況報告なり経過報告なりをしてまいりました。

最終的には、昨年の12月の定例会でも、もう少し中身に踏み込んだ形

にはなりましたけれども、廃止ということの方向性もお話をさせていただきました。

全てのことに對して、市民の皆さんに説明会をすべきかどうかということだと思いますと、なかなか、そこまでは物理的に実際的には難しいところがありますので、我々はその中でも、この議会の本会議を通して、あるいは委員会を通してやり取りする中で、市民の皆さんに伝わる部分もありますし、市議会の皆さんのほうからお伝えいただく部分もあると思います。

そういう意味では、一つのこの議案を出すときには、行政としてやってきたことに対する責任は当然ありますので、行政としての裁量で、ここまでの説明で十分、また質疑で十分伝わっているというふうな理解もしながら、行政としての裁量で本議案を提出をしておりますので、改めて市民の皆さんに、山本議員、おっしゃられる説明会等を行うというのは今のところ考えておりません。

それと、一定程度の役割を終えたというのは、やはり、そこに社会福祉協議会さんがおられて、社会福祉協議会さんがやられておる事業が、もう、その事業から撤退するというのが大きな要素で、その施設をまずどうするのかということ廃止の方向になるわけですが、先ほども申し上げましたが、何よりも今使われております食推さんをはじめ、各種団体の方々には、今現在も並行してきちんとした説明と、次、どう利用していただくのか、どの施設がいいのかというのは、引き続き丁寧な説明に努めてまいりたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

1点目の健康福祉事業につきましては、福祉保健部長が、現在の状況、数字をもって説明をさせていただきます。

○石 飛 議 長

井上福祉保健部長。

○井上福祉保健部長

健康福祉事業につきまして、甲田町ではどうなのかという質問でございますけれども、現在、各集会所におきまして、健康とどけ隊という事業、保健師のほう各サロン等に出向いて健康教室を行ったりする事業がございまして、市全体では70か所の集会所等で行っているんですが、そのうち甲田町におきましては16か所の集会所施設において、この健康とどけ隊の事業を行っております。

それから、少し強度を上げた介護予防事業として、はつらつ教室というのがございます。これにつきましてはミューズを会場に月2回開催しております。

それから、毎年実施しております総合検診につきましても、ずっと以前はふれあいセンターで行っていた時期もあったんですけども、現在はミューズで行っているという状況でございます。

以上でございます。

○石 飛 議 長

以上で、答弁を終わります。

杉安副市長。

○杉安副市長 答弁漏れがあったようで、すいません。

それでは、廃止後の対応はどうするのかというのは、先ほど、その内容については、できれば譲渡とか、いろいろ考えてきたので、市のほうから手が離れる形で、その施設をどうするのかというのは考えるのが一番ベストなんです。民間提案とか、いろいろありますので、それと廃止後となりますと行政財産から普通財産になりますので、普通財産となれば、総務部の財産管理課が所掌しますので、財産管理課が所掌しております民間提案制度などを利用して、今後の利用の施策は進めていくということになります。

以上です。

○石飛議長 以上で、答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

1番、益田議員。

○益田議員 議案の第12号について、お聞きさせていただきます。

議案書の2ページのところで、入居者の資格の下、第5条のところで、住居に入居することができる者の要件のところ、(1)で入居を希望する住宅に定住しようとする意志が明らかなものとあります。

ここで意志が明らかというのが、具体的にどのような事実だったり、書類、制約などがあって判断されるものなのか、判断主体が、市なのか、指定管理者等が管理をするのか、こういったところ、基準の位置づけを含めて、ちょっと説明をお伺いしたいなと思います。

○石飛議長 佐々木建設部長。

○佐々木建設部長 今回、この若者定住住宅、この入居基準と貸付期間等の見直しということで、ここに定住する意志があるかどうかというところが入っているところが緩和するという部分と、ちょっとどう絡むのかというところがあるんですが、基本的には、今回そういった緩和条件を取っていくということで整備をしておりますので、そういった方が定住ということを目指される方がおられるのならば、そういった方向性で我々のほうも整理をしていきたいというふうに考えておりますが、ちょっと、ここは非常に取扱いが、この書き方だと非常によくはないのかなというふうには思うんですが、現状は緩和するというので、こういう整理をさせていただきました。

以上です。

○石飛議長 益田議員。

○益田議員 おっしゃるとおりで、もともとが緩和する形での議案の提出だと思えますし、従来の市営若者定住促進住宅条例だと住民基本台帳を移すという確約がされて、なおかつ40歳未満の方の世代を対象にというような条文だったと思います。

その中で、今回は、その部分、住民票の移動だったり削られての

この要綱が残ってる部分で、ここに対して少し疑問というか、実際にチェックなどが入ったり、極端な例を言うと、入居を希望する住宅に定住しようとする意志があるよね、ないよねというのが図れるものなのかどうかも含めてちょっと疑問を持ちましたんで、今の段階でこのチェック体制だったりとか、そういったのを何か設ける狙いがあるのか、あるいは緩和なんで、あくまでここに条文として残っているだけで、具体的なそういった意志確認までは行う予定ではないのか、そこの辺りが詳細が分かれば伺いたいなと思います。

○石 飛 議 長 佐々木建設部長。

○佐々木建設部長 今回、この上程をした中で、もう一つの住宅については譲渡することができるという要件がついております。

ですので、考え方からすれば、募集があつて、入居されて、その入居がある程度期間を過ぎた中で、最終的には、この安芸高田市に住んでいただきたい、おっていただきたい、こういった要望は当然我々としてもございます。

ですが、そこまでのチェック、じゃあ、そこをどうするかということになると、実際に入居条件、そういったもののお話をして、今後どのようにここへ住まれるかいうところを、ちょっと入居者と話をしてみないと、なかなか、その部分が具体的にはっきり言えないところがあります。

ただ、そういったところの確認についてはやはりしておく必要はあるのかなというふうにも思っておりますので、そういう対応ができたらしいうふうに考えております。

以上です。

○石 飛 議 長 ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

○石 飛 議 長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

本案7件につきましては、お手元の付託表のとおり、産業厚生常任委員会に付託して審査をすることにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第38 議案第16号 令和7年度安芸高田市一般会計補正予算(第10号)

日程第39 議案第17号 令和7年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)

日程第40 議案第18号 令和7年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

日程第41 議案第19号 令和7年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算(第3号)

日程第42 議案第20号 令和7年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計補正予算(第2号)

日程第43 議案第21号 令和7年度安芸高田市下水道事業会計補正予算(

第3号)

○石 飛 議 長 日程第38、議案第16号「令和7年度安芸高田市一般会計補正予算（第10号）」の件から、日程第43、議案第21号「令和7年度安芸高田市下水道事業会計補正予算（第3号）」の件までの6件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 議案第16号は、執行見込みに伴い既定の歳入歳出予算を減額するほか、繰越明許費、債務負担行為等を補正するものです。

第17号は、給付費等の執行見込みに伴い、既定の歳入歳出予算を減額するほか、債務負担行為を定めるものです。

第18号は、保険料納付金等の執行見込みに伴い、既定の歳入歳出予算を減額するほか、債務負担行為を定めるものです。

第19号は、給付費等の執行見込みに伴い、既定の歳入歳出予算を減額するほか、債務負担行為を定めるものです。

第20号は、執行見込みに伴い、既定の歳入歳出予算を減額するほか、債務負担行為を定めるものです。

第21号は、予算第3条の定めた収益的収入及び支出の収入及び支出について、それぞれ増額するものです。また、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の収入及び支出について、それぞれ減額するものです。

御審議のほど、よろしく願います。

○石 飛 議 長 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、本案6件に対する一括質疑を行います。

質疑があれば、議案番号を指定して質疑を行ってください。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

○石 飛 議 長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

本案6件につきましては、お手元の付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託して審査することにいたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次回は、3月2日午前10時に再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。御苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

午前11時48分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員